

第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1. 開催年月日 令和2年8月18日(火)
2. 時 間 午前9時45分～午前11時25分
3. 場 所 全員協議会室
4. 出席者 市長・副市長・教育長・企画部長・総務部長・市民生活部長・環境
経済部長・都市整備部長・福祉部長・こども支援部長・健康推進部
長・危機管理監・上下水道部長・議会事務局長・教育部長
5. 事務局 秘書課 田口参事兼課長
広報課 河村課長
人事課 晝間参事兼課長
危機管理課 半田課長、根本主幹、川村主任
中村健康福祉センター所長
地域保健課 正木主査
健康管理課 須田課長、吉田主幹

6. 議事概要

(1) 職員が新型コロナウイルスに感染した場合の行動マニュアルについて

- ・職員（再任用、嘱託、パート含む）及びそれに準ずる者（指定管理者、委託業者等）が新型コロナウイルスに感染した、感染が疑われる場合も含め、本人や所属長等が取るべき行動について定めた。今後事例が発生した場合は本マニュアルに沿って行動をお願いする。なお、個人情報の取扱いには十分注意すること。

(2) 職員の感染症予防策について

* 飲食における感染予防対策について

- ・職員による宴会の開催や宴会への出席については自粛をお願いしているが、個人的に飲食店を利用する場合は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が発出している「飲食店等におけるクラスター発生防止に向けた総合的取組について」を再確認し、公務員に求められる行動に留意すること。

* 通勤における感染症予防対策について（資料1参照）

- ・公共交通機関を利用して通勤している職員を対象に、緊急事態宣言時にも実施していた時差通勤の柔軟な適用と、通勤方法を自家用車に変更を希望する職員用に市民会館第2駐車場73台を用意したので、希望者は所属長を通じて申出いただきたい。なお、期間は明日19日から当面の間とする。

(3) 感染症に係る担当について

- ・現在、感染症関係の担当として、企画課内に特別定額給付金担当、危機管理課の中に感染症対策担当を臨時的に設置しているが、その期間は決定していない状況であ

- る。現時点の状況を踏まえ両担当の今後の対応方法を決定する。
- ・特別定額給付金担当は市民生活部、福祉部、総務部から各 1 名の計 3 名に兼務辞令を発令して給付金事務に当たっていただいた。今後、段階的に担当を縮小していく。
 - ・申請は今月 31 日までだが、その後の支払事務等もあるので 9 月末までは現状の体制を維持し、10 月からは 2 名体制で残務を処理した後 10 月末日をもって担当は解消する。但し、その後の対応を想定し、兼務辞令は年度末まで継続とする。
 - ・感染症対策担当は、危機管理課 1 名に加え、企画部及び健康推進部から各 1 名に兼務辞令を発令し計 3 名で感染症対策全般に関する調整に当たっている。
 - ・現状では新型コロナウイルスの収束は見えていないため、当面 3 名体制を継続する。
 - ・但し、今後の台風等による災害対応を考慮して危機管理課の職員 1 名は原課に戻し、他の部署から新たに 1 名に兼務辞令を発令し、3 名体制にて担当を継続していく。
 - ・具体的な人選については今後調整する。

(4) その他

*各部長からの報告

- ・保育園長会はリモートで会議を開催しており、職員もリモート会議に参加できるよう早めに環境を整えて欲しい。

*国内及び県内の感染者数について（8月17日公表）

- ・国内感染者数 54,952 人、うち県内感染者数 3,256 人（内訳：資料 2 のとおり）

*その他

- ・埼玉県LINEコロナお知らせシステムへの各施設の登録が終了した。